

## 議案第 31 号

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 3 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

## 四万十町条例第 号

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成25年四万十町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項ただし書中「第 5 条第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に改め、同条第 4 項ただし書中「第 5 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に、「第 60 条第 1 項」を「第 67 条第 1 項」に改め、同条第 5 項第 1 号中「第 121 条第 1 項」を「第 151 条第 1 項」に改め、同項第 2 号中「第 142 条第 1 項」を「第 193 条第 1 項」に改め、同項第 3 号中「第 174 条第 1 項」を「第 221 条第 1 項」に改め、同条第 12 項中「第 60 条第 1 項」を「第 67 条第 1 項」に、「第 59 条」を「第 66 条」に、「第 60 条第 1 項第 1 号イ」を「第 67 条第 1 項第 1 号ア」に、「同条第 5 項」を「同条第 6 項」に、「同条第 1 項第 1 号イ」を「同条第 1 項第 1 号ア」に、「指定居宅サービス等基準条例第 60 条第 1 項第 1 号ア」を「同条第 4 項」に改める。

第 14 条中「第 82 条第 10 項に規定する「介護支援専門員」をいう」を「法第 7 条第 5 項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ」に改める。

第 25 条第 3 項中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改め、同条第 4 項中「次条第 11 項」を「次条第 10 項」に改める。

第 39 条第 1 項中「第 115 条の 46 条第 1 項」を「第 115 条の 46 第 1 項」に改める。

第 42 条第 2 項第 4 号中「第 26 条第 11 項」を「第 26 条第 10 項」に改める。

第 48 条ただし書中「第 5 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

第 51 条第 6 号中「第 60 条第 1 項第 1 号」を「第 67 条第 1 項第 1 号」に改める。

第64条第1項中「第70条第1項」を「第71条第1項」に、「第70条」を「第71条」に改める。

第82条第12項中「第96条」を「第96条第1項」に改める。

第93条第2項中「規則で定める指定居宅介護支援の」を「高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第72号）第17条各号に掲げる」に改める。

第110条第1項中「第70条第1項」を「第71条第1項」に、「第69条」を「第70条」に改め、同条第10項中「第70条第1項から第10項まで」を「第71条第1項から第9項まで」に改める。

第113条第7項中「第73条第1項」を「第74条第1項」に改める。

第149条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改める。

第151条第3項ただし書中「第38条」を「第48条」に改め、同条第12項中「第129条第1項」を「第133条第1項」に改め、同条第13項中「第93条第1項」を「第102条第1項」に、「第97条第1項」を「第100条第1項」に改める。

第190条中「第59条」を「第66条」に改める。

第191条第10項中「第60条第1項第1号ア」を「第67条第1項第1号ア」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

第201条第2項第5号中「第199条第10項」を「第199条第9項」に改める。

附則第6条第1項中「「4人」」を「「1人」とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人」」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年3月31日から施行する。